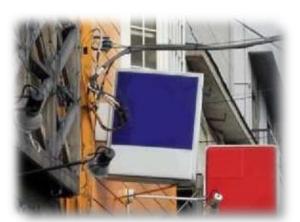


安全管理をするために 日常的な安全点検 を行いましょう!









危険な看板をなくしましょう



- ①常時(※)又は一定の期間継続して表示されるもの
- 2屋外で表示されるもの
- 3公衆に表示されるもの
- 4看板、立看板、貼り紙及び 貼り札並びに広告塔、広告板、 建物その他の工作物等に掲 出・表示されたもの、並びに これらに類するもの
- ※土地や工作物などに定着している状態を 意味します。

安全のために、今できること



危険なサインを見逃さないため、 日常点検をお願いします 定期的に チェックし よう!



看板所有者の日常点検項目(基本的に目視点検で結構です)

No.	セルフチェック項目	対象の看板	チェック
1	支柱の根元からサビが出ていませんか	建植看板(ポール看板・野立看板など)	
2	看板が傾いていませんか	建植看板(ポール看板・野立看板など)	
3	ブラケット部よりサビが出ていませんか	袖看板	
4	看板は壁から垂直についていますか	袖看板	
5	アクリル板にヒビが入っていませんか	共通	
6	アクリル板が外れそうではありませんか	共通	
7	パネル(表示面)が、がたついていませんか	野立看板・壁面看板	
8	照明の不点灯などはありませんか	共通	
9	照明器具は傾いたり、外れかけていませんか	外照式看板	
10	看板部材が欠落していませんか	共通	
11	溶接部分の亀裂や破断していませんか	共通	
12	ボルト・ビスがゆるんでいませんか	共通	
13	看板部材が腐食していませんか	共通	
14	強風で看板がバタバタする音がしませんか	共通	

※チェックが1つでも入った場合は、専門業者に相談しましょう 震度5以上の地震のあとは専門業者に臨時点検の依頼をしましょう

△危険なサインを見つけたら・・・

点検

故障・損傷・劣化等を発見

すぐに専門業者へ相談

安全を確認する箇所

下記の点検箇所と点検項目に基づいて点検しましょう					
	点検箇所	点検項目			
	基礎部· 上部構造	1上部構造全体の 傾斜及びぐらつき の有無	2基礎のクラック、支柱と 根巻きとの隙間及び支柱の ぐらつきの 有無	3 鉄骨のさび及び塗装の 老朽化の有無	
	支持部	① 鉄骨接合部(溶接部分及び プレート)の腐食、変形及び 隙間の有無	②鉄骨接合部品(ボルト、ナット及びビス)の緩み及び欠落の有無	落ちてからでは手遅れです	
	取付部	1アンカーボルト及び取付 部プレートの腐食及び変形 の有無	②溶接部の劣化及びコーキングの劣化等の有無	③取付対象部分(柱、壁 及びスラブ)及び取付部 周辺の異常 の有無	
	広告板· 文字	①表示面板及び切り文字等の腐食、破損及び変形並びにビス等の欠落の有無	②側板及び表示面 板押さえの腐食 破損、ねじれ、 変形及び欠損の 有無	③広告板底部の腐食及び 水抜き孔の詰まりの有無	
	照明装置	①照明装置の不点灯及び不発 光の有無	②照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水の有無	③周辺機器の劣化及び破損の有無	
		1 附属部材(装飾、振れ止め	2避雷針の腐食及び損傷の	3その他安全上重要な部分の	

その他

即附属部材 (装帥、振れ止め 棒、鳥よけその他付属品)の 腐食及び破損の有無



☑姓亩町の腐良及の損傷の 有無

> うちの看板は 大丈夫かな?

3

その他安全上重要な部分の 劣化、破損等の有無





八危険なサインを見つけたら…



- 〇屋外広告物の専門業者に詳細な点検や補修等を依頼しましょう
- 〇早期に対応すれば、サビを落とし保護材を塗布する等の簡単な処理で 済むものも、放っておくと取替えや大規模補修により多額の費用がか かることもあります
- 〇落下や倒壊すれば、大きな事故にもつながり、所有者の責任が問われ ます

安全管理の徹底のため条例を改正しました(令和2年4月)

①管理義務の明確化

管理義務とは?

屋外広告物に関して、補修その他必要な管理を怠らな いようにし、良好な状態を保持する義務があります









表示・設置者

③安全点検の有資格化

占有者※2

※1:看板等の所有権を持っている者

※2:テナント等で、実際にその看板等を使っている者

全員に管理義務があります

許可不要でも対象です!

④安全点検報告書の様式改正

お問合せ先

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

都市整備部都市計画課 ☎:048-963-9221 (直通) 越谷市

資料提供:

屋外広告物適正化推進委員会

「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」

国土交通省 平成29年7月

「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」



越谷市内に掲出される全ての屋外広告物 (適 用除外あり))を対象に、安全点検を実施するこ とが義務となりました



うちは市に許可 をとる必要がな いから大丈夫?

